

新型コロナウイルス感染拡大に伴う定期乗車券・回数乗車券の取扱いについて

京成電鉄では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、政府より東京都を対象に発令された緊急事態宣言に加え、今般千葉県を含む1都3県に対象地域が拡大されたこと等を受け、定期乗車券・回数乗車券の取扱いについて、下記の通り実施致します。

1. 払いもどし額の計算方法

【2021年7月8日（木）に東京都を対象地域として発令された緊急事態宣言】

(1) 定期乗車券

下記条件にいずれも該当する定期乗車券に限り、2021年7月11日（日）以降の最終使用日を払いもどしの申出日とみなして、払いもどしを実施致します。

【該当となる条件】

- ① 2021年7月11日（日）以前にご購入されている定期乗車券
- ② 緊急事態措置期間（2021年7月12日（月）から緊急事態措置を行う期間の最終日）の全部または一部期間を有効期間に含む定期乗車券
- ③ 定期乗車券の有効区間内に東京都所在の駅が含まれている定期乗車券

※1 定期乗車券の残りの有効期間が1か月未満の場合、有効開始日から7日以内の定期乗車券を除いて、払いもどし金額はございません

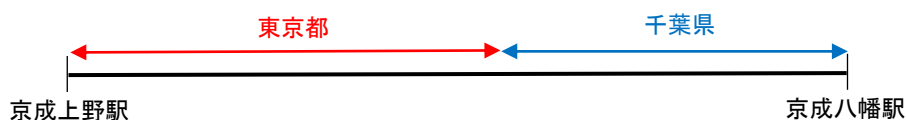
※2 通常の払いもどし同様、手数料220円を頂きます

※3 定期乗車券を複数枚所持されている場合は、③の条件に限らず事情をお伺いした上で本取扱いの対象とする場合がございます

【本取扱いの対象となる有効区間について】

例1：上記【該当となる条件】①、②を満たす京成上野駅～京成八幡駅間の定期乗車券を所持している場合

⇒東京都所在の駅を含むため、本取扱いの対象とします。



例2：上記【該当となる条件】①、②を満たす国府台駅～京成八幡駅間の定期乗車券を所持している場合

⇒東京都所在の駅を含まないため、本取扱いの対象外とします。



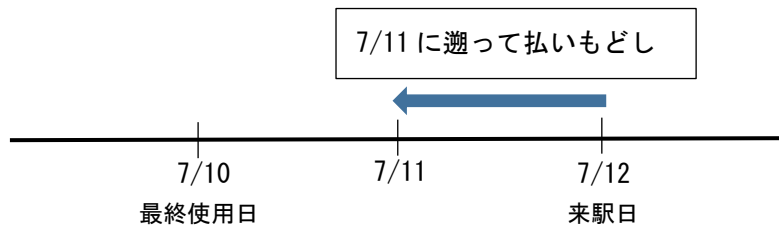
例3：上記【該当となる条件】①、②を満たす京成八幡駅～東松戸駅間（京成高砂駅経由）の定期乗車券を所持している場合

⇒東京都所在の駅を含むため、本取扱いの対象とします。

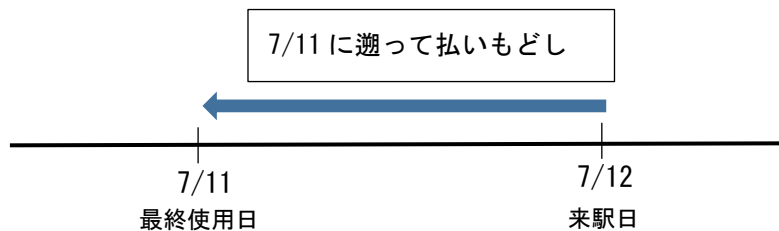


【本取扱いの払いもどし申し出日について】

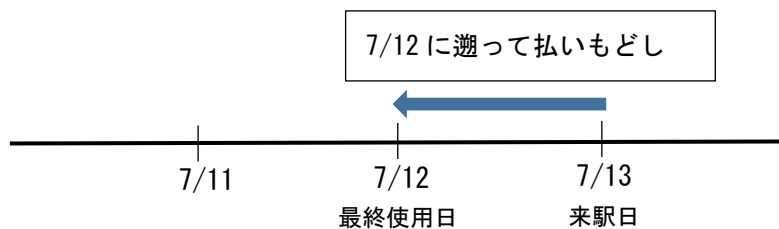
例1：2021年7月10日（土）が最終使用日で、7月12日（月）に来駅された場合
⇒2021年7月11日（日）を払いもどしの申出日とみなして、払いもどし致します。



例2：2021年7月11日（日）が最終使用日で、7月12日（月）に来駅された場合
⇒2021年7月11日（日）を払いもどしの申出日とみなして、払いもどし致します。



例3：2021年7月12日（月）が最終使用日で、7月13日（火）に来駅された場合
⇒2021年7月12日（月）を払いもどしの申出日とみなして、払いもどし致します。



(2) 回数乗車券

下記条件にいずれも該当する回数乗車券に限り、有効期間経過後についても払いもどしの取扱いを実施致します。

【該当となる条件】

- ① 2021年7月11日（日）以前にご購入されている回数乗車券
- ② 緊急事態措置期間（2021年7月12日（月）から緊急事態措置を行う期間の最終日）の全部または一部期間を有効期間に含む回数乗車券
- ③ 回数乗車券の有効区間に東京都所在の駅が含まれている回数乗車券

※通常の払いもどし同様、手数料220円を頂きます

【2021年7月30日（金）に対象地域が東京都に加え、千葉県を含む1都3県に拡大された緊急事態宣言】

（1）定期乗車券

下記条件にいずれも該当する定期乗車券に限り、2021年8月1日（日）以降の最終使用日を払いもどしの申出日とみなして、払いもどしを実施致します。

【該当となる条件】

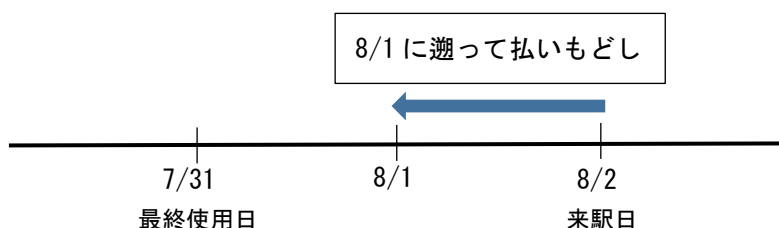
- ① 2021年8月1日（日）以前にご購入されている定期乗車券
- ② 緊急事態措置期間（2021年8月2日（月）から緊急事態措置を行う期間の最終日）の全部または一部期間を有効期間に含む定期乗車券

※1 定期乗車券の残りの有効期間が1か月未満の場合、有効開始日から7日以内の定期乗車券を除いて、払いもどし金額はございません

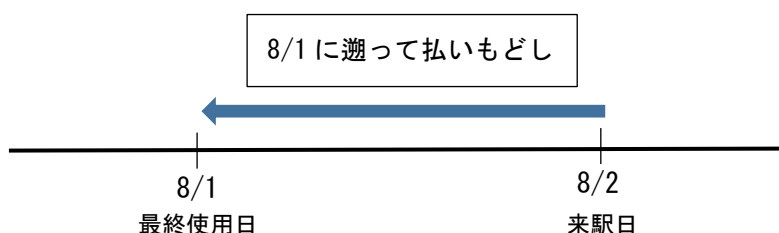
※2 通常の払いもどし同様、手数料220円を頂きます

※3 定期乗車券を複数枚所持されている場合は、③の条件に限らず事情をお伺いした上で本取扱いの対象とする場合がございます

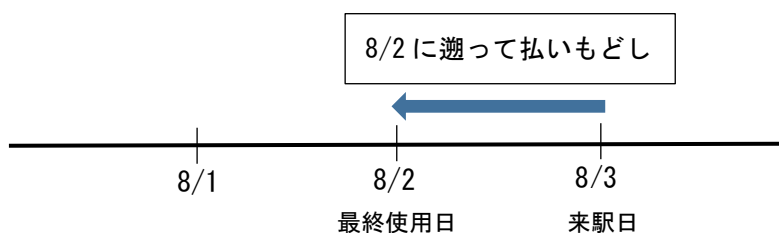
例1：2021年7月31日（土）が最終使用日で、8月2日（月）に来駅された場合
⇒2021年8月1日（日）を払いもどしの申出日とみなして、払いもどし致します。



例2：2021年8月1日（日）が最終使用日で、8月2日（月）に来駅された場合
⇒2021年8月1日（日）を払いもどしの申出日とみなして、払いもどし致します。



例3：2021年8月2日（月）が最終使用日で、8月3日（火）に来駅された場合
⇒2021年8月2日（月）を払いもどしの申出日とみなして、払いもどし致します。



(2) 回数乗車券

下記条件にいずれも該当する回数乗車券に限り、有効期間超過後についても払いもどしの取扱いを実施致します。

【該当となる条件】

- ① 2021年8月1日（日）以前にご購入されている回数乗車券
- ② 緊急事態措置期間（2021年8月2日（月）から緊急事態措置を行う期間の最終日）の全部または一部期間を有効期間に含む回数乗車券

※通常の払いもどし同様、手数料220円を頂きます

2. 払いもどし可能期間

緊急事態措置終了日の翌日から1年間となります。ただし、新たに定期乗車券を購入されますと、払いもどしの対象となる定期乗車券が消去される場合がございますので、新たに定期乗車券をご購入される前にお申し出いただきますようお願い致します。

※払いもどし可能期間は、緊急事態措置終了日の翌日から1年間ございます。お客さまの安全確保の観点から、緊急事態措置終了後の手続きをご検討いただきたく、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

3. 払いもどし取扱箇所

(1) 定期乗車券

京成電鉄定期券発売所（日暮里駅、京成高砂駅、京成船橋駅、京成津田沼駅、
八千代台駅、勝田台駅、京成成田駅、京成千葉駅）

※京成線各駅から定期乗車券の払いもどしのために定期券発売所設置駅へ向かわれる際は、定期乗車券を使用せず、自動券売機にて普通乗車券（きっぷ）をご購入のうえ、駅係員窓口にお申し出ください

(2) 回数乗車券

京成線各駅（成田スカイアクセス線 東松戸駅、新鎌ヶ谷駅、千葉ニュータウン中央駅、
印旛日本医大駅は除きます）

4. ご注意いただきたいこと

- (1) 定期乗車券の払いもどしについて、上記【該当となる条件】に合致し、払いもどしをご希望される場合は、定期乗車券をご使用にならないようお願い致します。
- (2) クレジットカードにて購入された定期乗車券を払いもどしされる際は、購入時にご使用されたクレジットカードが必要になりますので、お持ちいただきますようお願い致します。

以 上